

## 「かまいしエール券」事業実施要項

### 取扱店等の皆様へ

- エール券の利用期限は、12月31日までです。
- エール券と現金の交換、売買はできません。
- お客様からエール券を受け取ったら、券右下に番号があることを確認して下さい。また、有効期限日の下に透かしが無い場合は偽造エール券です。
- 受け取ったエール券には、店名を押印するか記入し認め印とともに持参して下さい。既に店名が記されているエール券は、利用できません。
- 利用済みとなったエール券は、釜石駅隣（ホテルフォルクローロ三陸釜石1階）の釜石観光総合案内所で回収します。
- 回収したエール券はその場で枚数を確認し受領書を発行した上で、日曜日までの分を水曜日に登録した口座に振り込みます。
- 利用済みのエール券の回収期間は、6月13日から来年1月23日までです。期間を厳守して下さい。
- 利用済みエール券の代金の振込みは、6月16日から来年1月26日までの毎週水曜日です。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、基本的な感染拡大対策はもちろん、各業界におけるガイドラインを遵守徹底するなど配慮して下さい。

《次ページ以降もよく読んで下さい》

## 1. 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大によって深刻な影響を受けている市内飲食業、宿泊業、タクシー業、小売業等をはじめとする事業者における消費を喚起し地域経済の振興を図るため、これらの店舗等で利用可能なプレミアム付き食事券・共通商品券をかまいしエール券(以下「エール券」という。)として発行します。

## 2. 事業概要

- (ア) 発行額 1億 6,800 万円
- (イ) 発行内容 額面 500 円×14 枚綴=7,000 円の券(うち、食事券 2,000 円、共通商品券 5,000 円)を 24,000 冊発行し、5,000 円(プレミアム率 40%)で販売する
- (ウ) 販売対象者 市内に居住する方(1人につき 2 冊を限度)
- (エ) 販売方法 販売窓口で申請書に記入したうえで引換えする
- (オ) 販売場所 各地区生活応援センター(釜石地区生活応援センターを除く)、あらかじめ登録された市内スーパーマーケット、市商工観光課、釜石観光総合案内所(ホテルフォルクローロ三陸釜石 1階)
- (カ) 販売期間 令和3年6月1日から売り切れるまで
- (キ) 利用店舗 釜石観光物産協会に取扱店として申請し、市から承認された店舗等
- (ク) 利用期間 令和3年6月1日から同 12 月 31 日まで
- (ケ) 使用済みエール券の回収場所 釜石観光総合案内所
- (コ) 回収期間 令和3年6月 13 日から翌年1月 23 日
- (サ) 利用金額の振込み 使用済みエール券の1週間分を日曜日にとりまとめ、当該週の水曜日に登録口座へ振込む
- (シ) 振込み期間 令和3年6月 16 日から令和4年1月 26 日までの毎週水曜日。ただし、当該日が祝祭日の場合は、原則としてその翌日

## 3. 取扱店等の注意事項

- (ア) 別途、かまいしエール券事業実施要項とともにエール券に係る販促物(ステッカー、ポスター、チラシ、のぼり、エール券の見本)を送付しますので掲出等利用して下さい。
- (イ) 利用者から受け取ったエール券は適切に管理するとともに枚数を数え、裏面には店名を表示し、認め印を持参のうえ釜石観光総合案内所に提出して下さい。エール券を紛失した場合、釜石市及び釜石観光物産協会では一切の責任を負うことはできません。
- (ウ) エール券の取り扱いには細心の注意を払って下さい。偽造エール券に係る損害賠償等には、一切応じることができません。
- (エ) 使用済みとなったエール券は、月曜日から日曜日までに受付けた券分の金額を水曜日に登録口座へ振込みます(手数料無料)。ただし、振込予定日が祝祭日の場合は、原則として翌日の振込となります。

- (オ) 使用済みエール券は、釜石観光物産協会において取扱店等の立会のもとで枚数を確認したうえで受領書を交付します。受領書交付後の一切の異議申し立てはできません。
- (カ) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、エール券の利用範囲の全部又は一部を停止することがあります。

#### 4. エール券の取り扱いに関する遵守事項

- (ア) エール券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (イ) エール券と現金の交換、売買はできません。
- (ウ) エール券を利用した際、釣り銭を出すことはできません。また、販売代金の不足があったときは、現金等で受け取って下さい。
- (エ) 商品を返品する際、エール券を用いての返金はできません。
- (オ) エール券を利用する際は、綴りから切り離して下さい。
- (カ) 他の割引企画との併用ができないことやポイントの加算対象外、エール券の使用上限などを独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようポップ、チラシ等に明示して下さい。
- (キ) エール券の使用期限を過ぎた場合、券は受け取らないで下さい。
- (ク) エール券の盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等に係る損害等に関し、釜石市と釜石観光物産協会は、一切の責任を負いません。

#### 5. エール券の利用対象とならないもの

- (ア) 土地・家屋購入、家賃・地代駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- (イ) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (ウ) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第1号、第2号及び第3号を除く)に該当する営業に係る支払い
- (オ) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など。)
- (カ) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)
- (キ) その他市長が不相当と認めるもの

#### 6. エール券を利用できる取扱店等

- 事業所の届出住所が釜石市内で、市内に店舗等を有する者。ただし、次の事業者を除きます。
- (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第1号、第2号及び第3号を除く)に規定する営業を行う者
  - (イ) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
  - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6

号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有している団体

## 7. 取扱店等の責務等

取扱店等は、次に掲げる事項について遵守して下さい。

- (ア) 利用者が使用するエール券について、送付した券の見本をもとに偽造などの確認をして下さい。確認の結果偽造されたエール券と判別できる場合は、券の受け取りを拒否するとともにその場を保全し、速やかに警察又は釜石市商工観光課(☎27-8421)、若しくは釜石観光物産協会(☎27-8172)へ連絡して下さい。
- (イ) エール券を受け取った時は、再使用を防止するため券の裏面に取扱店名を押印若しくは記入して下さい。既に取扱店の店名が記されているエール券は、利用することができませんので注意して下さい。
- (ウ) 使用済みのエール券を回収した時にお渡しする受領書は、大切に保管して下さい。
- (エ) エール券の第三者との交換及び売買等の不正は、絶対に行わないで下さい。

## 8. 誓約事項

取扱店等は、次に掲げる事項について誓約していただきます。

- (ア) 上記1及び2を理解し同意した上で、3から7の注意事項や遵守事項に従います。
- (イ) 新型コロナウイルス感染予防について自己点検し、業種別ガイドラインを遵守徹底します。
- (ウ) エール券の利用に際して、利用者側からの苦情や紛争が生じ、自らの責に帰すると認められる場合には、その解決にあたります。
- (エ) エール券の取扱いや新型コロナウイルス感染対策、その他食品衛生上の事項に関して釜石市及び釜石観光物産協会から改善の要請等がなされた場合には、それに従います。
- (オ) 店舗名、住所、電話番号、FAX番号、業種、PRポイント等のホームページやチラシ等を通じた公表について同意します。
- (カ) 私及び私の事業所は、反社会的勢力ではなく将来にわたっても該当しません。

- ※ 県内でも、さらに新型コロナウイルスの感染が拡大しています。手洗い、常時マスク、咳エチケット、密閉・密集・近距離での会話や発声、室内の換気、湿度の調整などの基本的な感染予防対策をはじめ、業種別ガイドラインを遵守し、皆さんが安心してサービスの提供が受けられるようにしましょう。
- ※ 感染された方やその家族に対する差別、偏見、誹謗中傷があるとされます。相手を思いやり冷静に行動しましょう。また、多くの方々が私たちの日常生活に不可欠な医療サービスの維持・提供に努力しておられます。感謝と思いやりの気持ちをもって応援し続けましょう。
- ※ 釜石観光物産協会や釜石市などの公的機関、金融機関などは、エール券の利用に際し 預金口座の番号やキャッシュカードの暗証番号の確認は一切しません。特殊詐欺に注意しましょう。